



11月は
児童虐待防止推進月間
地域の見守りが
尊い命を救います

● 増える虐待相談件数

児童相談所の児童虐待の相談対応件数は年々増加しています。平成23年度は、全国で約6万件、道内市町村（政令市の札幌市を除く）では1425件もの相談がありました（上グラフ）。江別市でも児童虐待に関する相談が毎年寄せられています。

● 子育てに悩んだら相談を

核家族化や地域のつながりが希薄になってきたことで、家庭での子育てが孤立しやすくなっています。

悩みや不安を感じたら自分が相談しやすい所へ気軽に相談してください。

子ども家庭課窓口をはじめ、子育ての相談窓口（23ページに掲載）などでも相談することができます。

● 気になったら連絡を

あなたの勇気ある行動が、大切な子どもの命を守ります。「おかしいな」と感じたら、よその子だからと見過ごさず、すぐに市役所または児童相談所に連絡をしてください。連絡者が特定される情報は守られ、虐待事実がなくても責任を問われません。

1236
● 詳細 子ども家庭課 ☎ 381-

子どもへの虐待を知っていますか？

性的虐待

- 子どもへの性的接触は虐待にあたります。
- 性的暴行
- 性的行為の強要・教唆

身体的虐待

- 明らかな傷害を生じさせる行為の外傷は虐待にあたります。
- 打撲傷 □あざ（内出血）
- 骨折や頭部外傷
- たばこによるやけど

養育の怠慢・拒否（ネグレクト）

- 養育の怠慢や拒否（ネグレクト）は虐待にあたります。
- 子どもの意思に反して健康・安全への配慮を怠っている
- 必要な情緒的欲求に応えない（愛情遮断など）
- 食事を与えない、入浴させないなどの健康状態を損なわせる無関心・怠慢な養育
- 子どもを遺棄する

心理的虐待

- 精神的な苦痛を強いる行為は虐待にあたります。
- ことばによる脅かし・脅迫
- 無視や拒否的な態度
- 傷つける言葉を繰り返す
- 他の兄弟と著しく差別する
- 子どもの前で配偶者などにDV（暴力、暴言、無視など）となる行為をする

こんな子どもを見かけませんか？

- 不自然な傷やあざがある
- 親を避けようとする
- いつもお腹をすかせている
- 夜遅くまで一人で遊んでいる
- 衣服や体が不自然に汚れている
- 表情が乏しい、おどおどしている など



気になることがありましたら、下記までご連絡ください。

児童虐待の相談・通報先

子ども家庭課内（家庭児童相談室） 北海道中央児童相談所
☎ 381-1236 ☎ 631-0301
一刻を争う場合は 迷わず 110 番通報を！

12/7(土)
14時開演

えぼあホール

第36回 入場無料 まちかどコンサート

市内在住または市内で音楽活動をしている個人・団体によるコンサートを開催します。多彩なジャンルの音楽をどうぞお楽しみください。

- 出演 / MOC とゆかいな仲間たち（管弦楽アンサンブル）、ツインコーラス（女声合唱）、聚楽コーラス（合唱）、大屋 美恵子（ピアノ）、桜井 亜衣 / 西川 ひかる（ピアノ・声楽）、ささな管楽アンサンブル（吹奏楽）、PB & S アンサンブル（サクソ・ピアノ）、小林 和弥×渡辺 達士（ポップス）
- 詳細 / まちかどコンサート実行委員会事務局（生涯学習課生涯学習係 ☎ 381-1060）

※入場整理券を次の場所で配布しています。
えぼあホール、各公民館、市民会館、江別グレシャムアンテナショップ

